一般助成金交付要綱

（趣旨）

1. この要綱は、地区の社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の組織の強化と円滑な運営に資するために交付する一般助成金について定めるものとする。

（交付）

1. 一般助成金は、社会福祉法人山形市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）定款第４５条の規定による地区社協に対して交付する。

（助成金の額）

1. 助成金の額は、以下のとおりとする。
2. 当該地区社協の全戸会員会費納入世帯一世帯につき３０円を乗じて

得た額に５，０００円を加えた額

　　（２）当該地区社協事務局費として一地区あたり５０，０００円

（助成金の交付申請）

1. 助成金の交付を受けようとする地区社協は、一般助成金交付申請書（別記様式）に事業計画書及び予算書を添えて市社協会長に提出しなければならない。

　　附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

　　附　則（令和５年１２月改正）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。